

奈良県告示第九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和四年六月十四日

奈良県知事 荒井正吾

指定訪問看護事業者等の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
株式会社NC架け橋	大和高田市本郷町一〇―二九 信永ビル五〇六号	ナースケア架け橋	大和高田市本郷町一〇―二九 信永ビル五〇六号	令和四年四月三十日